

政令第六十号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

理由

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。